

令和元年度 第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和元年11月26日（火）10時00分～11時20分
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、岡部委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中伸治委員、中村委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、片谷委員、木下委員、堀江委員
開催形態	公開（傍聴者 5人）
議 題	1 （仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和元年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和元年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録の確定

【菊本副会長】 3ページ目の私の発言の所で、7行目に「周りに変調をきたす可能性があります」とありますが、「変状」です。地盤の調子ではなく状態です。

【奥会長】 それでは、「変調」ではなく「変状」に変えていただくことで、1文字修正をお願いします。

2 議題

(1) （仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

【藤井委員】 お答えいただいた内容についての質問です。前回の私の生物多様性での調査手法について、もう少し詳しく書いて欲しいということをお願いをしていました。10月29日の審査会で「準備書の段階で調査した日付を含めて記載して対応します」と説明があったとのことですが、私はこの部分を聞き落としていました。次の審査会の中で説明いただくということだったのですが、これは前回説明されて解決済みという内容でしょうか。

【事務局】 前回、説明を実施しておりますが、藤井委員から御指摘があり、課題として事業者が持ち帰っています。今日、追加の説明があると思います。その中で、疑問点がありましたらおっしゃっていただければと思います。

【藤井委員】 ここに書いてある「準備書の段階で調査した日付を含めて記載して対応します」というのは何でしょうか。

【奥会長】 これは前々回の審査会において事業者がそのような回答をし、それを受けて私の方で、左下にございますけれども、「準備書の段階では遅いので方法書段階で具体的にどのようなタイミングで、どのような調査をやっていくのかを示してもらいたい」ということを申し上げました。それに対する回答が今日この後、事業者に実際入っていただいて回答していただく内容になります。

【藤井委員】 わかりました。

イ 方法書に関する補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【宮澤委員】

一番最後の内水氾濫のところですか。質問が間違った方向に移ったのかと思います。一番心配しているのは、ここにも書いてある鉄道施設の浸水リスクです。ここに省令があって配慮することになっているかと思いますが。止水板をつける、あるいはその他に水が入らないようにする。色々施設があると思いますけれども。その場合に、100パーセントシャットアウトする止水板もあれば、浸水時間を延ばすような緩和するような止水板もあります。そうすると、今想定される雨量あるいはそれ以上の課題となった場合、排水対応、あるいは止水対応なりが十分にできるのでしょうか。水没しては大変なことになってしまいます。その辺の予想される浸水量とか対策によってどこまで対応できるのかの予測は、ここでは評価項目に入れていませんが、できれば入れていただいた方が事業の安全について安心できるのではないかと思います。そういう所を回答していただければと思います。

【事業者】

委員のおっしゃるとおり、内水氾濫に対して止水板をつけるということなのですが、一番安全に配慮しなければいけないのが人命を尊重しなければいけないことです。供用中に浸水してすぐに水没してしまうと人命に関わります。対応としては、止水板でシャットアウトを完全にするのは無理だと考えています。それを緩和する対策として、今対応を考えています。鉄道の安全上の問題からそういう対策をとっていきますというのが御回答です。それに対して今、指針がどれくらいの降雨強度で耐えられるかは調べていません。そちらの方を調べて対応する形になります。それが今、浸水の内水氾濫の降雨強度と比較してどのようになっているのかをお示したいと思っています。

【奥会長】

それでお示しいただけるという回答ですね。

【事業者】

はい。

【横田委員】

内水氾濫についてですが、トンネルの中に湧出してくる水に関して、どの程度のことが予測できるのか少し気になっております。そういった水を処理して排水するというのも、恐らく雨水の排水負荷を高めることにも繋がりがねないです。例えば駅周辺ですとか、地表部に出てくる辺りで排水系統を少し整理し直すような話があれば、周辺の排水の能力に関して影響を与えることではないかと感じました。そういった調整空間をもし造られるのであれば、少し安心できる要素があるのかと思います。もし、直接接続して排水系統に入れるとなるとそれも追加の負荷になってくるのではないかと感じました。その辺りのわかっていることを教えていただければと思います。

次に安全性に関してです。私の質問の趣旨としましては、親水緑道の所です。方法書の2-11ページに平面図と合わせて縦断図があります。親水緑道の斜面地に対して、どういう影響があるのか読み取りにくかったです。親水緑道を縦断するような形でトンネルが造られると思います。この縦断図には横断的にしか親水緑道が位置付けられていません。西谷側辺りの地表に出てくる中でどのくらいの深さでどういう風にこの親水緑道を縦断していくのかが見えにくいです。その辺りを地域の方々と説明会等で安全性に関する項目としてコミュニケーションしていく上では、情報として少し足りない部分があるのではないかと思います。施

工の安全性に関しては、対策をとられるということで、そこは徹底していただきたいし、されると思います。説明会の中で、そういった他の要素になる土砂の安全面での要素になりそうなポイントに関する情報提供をどのように考えているのかお伺いしたかったのが趣旨です。

【事業者】

1点目の内水氾濫につきまして、委員のおっしゃるとおり、公共下水道に接続させます。それによってどのような負荷がかかるかというところが御心配の趣旨であると理解しています。その際、他の面的事業とは違いまして線的事業です。専門的な話になりますが、流域がかなり別れていますので、流域で負荷がない所に流すような調整を今後、下水道管理者としていこうと思っています。その上で、流量計算をして、内水氾濫のリスクが少ない公共下水道に流すような調整を今後していきたいと思っています。

2点目の安全性に関するお話です。方法書3-98ページと3-99ページを御覧いただければと思います。2つございまして、3-98ページは急傾斜地の崩壊区域になっています。3-96ページに概要が書いてあります。神奈川県が法律に基づいて指定する区域になっておりまして、当該区域については該当していない形になります。ただ一方で、3-99ページを御覧いただくと土砂災害警戒区域に対しては、親水緑地の位置が当たっているとなっています。こちらについては3-96ページにあります。趣旨としては、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律ということで、急傾斜地よりは少ないですが、住民の生命に危険が生じる恐れがあると認められる区域を神奈川県が指定しています。こちらの方は住民の方にその趣旨については周知しています。こちらを工事するという事になった時に土砂災害警戒区域を一部変更しますので、その辺は工事の説明会の中できちんと説明していきたいと思っています。先ほどの宮澤委員の御指摘と合わせて次の準備書の段階で記載して、方法について今言ったようなことを記載して、安全対策をしっかりとっていくことを記載したいと思っています。

【横田委員】

そのようにしていただければとよろしいかと思えます。ただ、湧出する水というのは予測できるものなのでしょうか。

【事業者】

簡単に言いますと、入ってくる水というのは、どの程度の予測条件になるかによってかなり変わってきます。端的に言いますと予測できないです。ですので、安全性を高めるために、流域で負荷が少ない所に流していく、もしくは前回お答えした工事中については、工事中に対応はできますので、流さないという対応はできます。

【横田委員】

わかりました。その辺りを方法書に書くのかはわかりませんが、環境配慮として書かれることを期待しています。

【奥会長】

今、宮澤委員と横田委員から御指摘のあった点については準備書段階で記載をしていただくという、そういう対応をしてくださるという御回答ですね。

【事業者】

はい。

【藤井委員】

最初の緑地の位置付けの話です。いただいた資料の2ページの所で、緑地について位置付けをお示しいただいている所です。資料としてはこれでありだと思えますが、できれば、実際に今回対象になっている小さな緑地がどういう位置付けになるかを整理して欲しいです。それがこ

の間伝えたつもりですが、うまく伝わっていませんでした。周りに緑地があるから良いですよ、という話ではなくて、実際この地図を見る限りでも周辺に小さな緑地というのがあまりないです。これを動物達は大きな緑地を転々とするわけではなくて、小さな緑地を、人の庭だとか、こういう小さな緑地だとかそういう所をつたっていきながら、大きな緑地にアクセスする流れがあります。大きな所だけを守ってればいいというのではなくて、小さな所も重要な位置付けはあるはずです。今回の対象となっている場所というのは、小さな河川沿いの緑地などで、それなりの鳥を含めた動物にとって重要な位置付けにあると私は思っています。だから、ダメだというのではなくて、もう少しあの場所について整理をして欲しいです。例えば、水と緑のネットワークを形成する河川ということで、この河川が深く緑地に繋がっているわけですね。その緑地の環境が今イメージできないので、緑地が三面護岸になるのか、ちょっとした河畔林のある河川なのかわかりませんが、例えば河畔林が少しあるようなものであれば、そういう所をつたって各緑地に行けるので、ここがたとえ失われてもその代替となる、というような整理ができます。そういう代替というか、極端な話、ここがなくなってもこういうルートでこういう環境を通して色んな所に行けるルートがあるとか、ただ単にこのマップを見せられて周りに緑地がありますという整理ではなくて、今回対象としている場所がどういう位置付けになってここを手を加えた場合、こういう逃げ道がある、というような整理を文書で簡単で良いので、していただけたらと思います。

調査手法の所ですが、私にとっては残念な回答でした。基本的には1シーズン1日で年間を通して複数回ということですので、年間で最大で4日しかやらないことになります。まずは、これだけ色々な調査項目があって、緑生生物から鳥類、両生類、は虫類、昆虫類、水生生物、底生生物、植物、色んな調査手法があるので、全てが同じ定量で同じ回数で行われるのはおかしいと思っています。各項目に合った回数というのが必ずあると思います。全ての調査を全部1シーズン1日だけ年間複数回やりますというものだとおかしいのかと思います。特に鳥類に至って言えば、1シーズン1日だけ調べて何がわかるのだ、という話になってしまいます。他のアセス、特に自主アセスをどこまで要望するのかは色々あるとは思いますが、私が一番危惧するところと言えば、調査をやりましたというお墨付だけ私たちが出すことは私としては嫌です。たとえ年間1日でも調査をやりました、今回こう動きましたというのであれば、私たちは本当は何の意味もない結果に対して保証してしまいます。なので、調査をする、少なからず最低限でもやるのであれば、何かしら努力した結果を示して欲しいです。できないというのであれば、鳥類調査自体をここからは外して欲しいぐらいの話です。そうしないと1日だけやったものを評価しなければならなくなり、特に鳥を担当している私としては首を縦には振れないかと思っています。もう少し努力して欲しいと思います。

もう1点、猛禽類の話です。ヒアリングしていただいて、特に周りになかったということなので、特別警戒する話ではないかと思っています。餌場として利用される可能性もなくはないと思いますので、私は両生・は虫類だとかほ乳類の調査と一緒に、同時に良いと思いますが、猛禽類が

鳥を食べた、羽が散らばった跡だとか、そういうのを見かけたらそれをメモするような配慮をして欲しいと思いました。

【菊本副会長】 今お伺いしているのは、御専門の委員の立場からおっしゃっていましたが、1日1季というのは少ないというお話であれば、例えばどのくらいの日数をやったら効果があるのか、その辺りも専門の立場から御指摘していただけると事業者も対応しやすいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【藤井委員】 まず、鳥で言えば通常は毎月やれば良いですが、1シーズンに絞ってやるのであれば、最低でも3日は1シーズンやるべきではないかと思えます。一番難しいのは、鳥の場合、単純に4シーズンで切れません。例えば同じ9月の中でも、9月の前半と9月の後半で移動する鳥が全然違います。単純に切れないところがあるので、1シーズンで1日というところのことだとなります。最低3日、できるだけ万遍なく、各シーズン3日はやって欲しいと思えます。

両生・は虫類、昆虫類、魚類、底生生物ですけれども、例えば昆虫の話になると、春夏秋冬になってくるのですけれども、かなり月が出ている日だとか月が出ていない日、あと曇っている日、曇っていない日でかなり変わってくる。ナイトトラップでも波長に合わせてどういう波長を使うかによって、寄ってくる昆虫も変わってきます。単純にこれを1日で済ませて良いのかと思えます。どれくらいやれば良いかと言うのはなかなか難しく、昆虫の場合はものすごい量が採れるので、それを整理してその周辺を調べただけで何がわかるのかとなってしまいます。だから、昆虫類はやったという努力結果で終わるのかと思えます。重ねれば重ねるほどたくさんのデータが上がってきて、結局整理できなくて終わると思うので、それほどたくさんやる必要はないと思えます。昆虫類の場合は、1シーズン1～2日できれば良いかと思えます。

両生・は虫類については、これも狭い範囲なので1日調査をすればある程度分かってくると思えます。その1日に何人かけてやるかというのがありと思えます。例えば1日そのエリアを一人でやりますといたら、さすがに全部見られないと思えます。例えばあそこを3人で全部、1日かけてやりますと言え、それなりに十分な結果が出るかと思えます。

ただ、ほ乳類もトラップ法だとか夜間無人撮影方法だとか、そういうのは1日で絶対に済まないと思えます。これは、設置から回収、あとのどのくらいの期間設置するのか、夜間の調査にしても、これはまず絶対1日では終わらない話だと思えます。最低でも設置と回収で2回調整があります。それを何回やるか。例えば無人撮影法だったら1年間放置し、ずっと設置しっぱなしにするのか、1日、前の日にかけて次の日には回収してしまうのか、色々あると思えます。単純にこれを1季1日複数回というのは示せないのではないかと思えます。

その他の水生生物、魚類、底生生物については、特に底生生物については、1回やったらそこを荒らしてしまうので暫くはできません。なので、これは1シーズン1回で良いのかと思えます。

魚類は、1日しっかりとやっていただければ最低限の結果は出るのかと思えます。

【菊本副会長】 ありがとうございます。事業者の方でやっていただければ、対応が可能だと考えられる範囲があると思います。この場で何度も出しては戻しになると大変ですので、途中で藤井委員と中身について御相談していただきながら、進めていただくのが良いのかと個人的に思います。

【事業者】 親水緑道の位置付けとしては、事業者が決定するわけにはいかないもので、今回、上位計画である旭区マスタープランに位置付けている緑の配置と生物の状況について、事業者としてはこれを踏襲したいという形でお示ししました。横浜市全域でこの緑がどうなのかというお話になるとなかなか事業者として見解は出しづらいというのが率直な意見です。ただ、おっしゃるとおり、帷子川については護岸改修が終わっています。ただ一方で、アユの遡上の話がありますので、魚道を作ったり、工夫している点があります。その辺で緑の位置付けというのは今、補足資料1ページにあるとおり、生物というよりは魅力的な公園整備、施設の緑化の普及ということで、街中の旧河川で皆さんに緑を体験していただくというような位置付けではないかと我々事業者としては解釈しています。

2点目の回数と猛禽類等の餌場については、おっしゃるとおり、トラップについては設置する日と回収する日の2日あります。実際、1季1日と申し上げていますが、2回は必ず見られるような形になりますので、回数的にはそのような形になっています。御指摘のとおり鳥類、両生類は時期によって違います。例えば鳥類ですと、渡りの時期である春5月くらいになるのではないかと。両生類だと、ヒキガエルですと春ですが早春な春3月が良いのではないかと。時期をずらしてその生物に合った調査をしようと考えています。その根拠として、元々ある既存資料で生物がかなりわかっていますので、それを補完する上で現地を確認するという位置付けにしています。おっしゃるように、精度を上げるためには、現地調査を3日なり4日なり上げて行けば、精度は上がってきますが、必要十分かというのと、なかなかそれは難しいです。我々の事業者の考えとしては、既存資料に基づいて整理確認した上で、現地を更に補完する、確認すると、その補完するやり方についても、各生物の時期に合った、丸つきり4月の同じ日にやるのではなくて、各両生類、鳥類に合わせて、個々の特性に合った時期で調査をしていきたいと考えています。

最後、御指摘ありましたとおり、他の事業の調査はどのくらいやっているのかは、直近ですと2つくらい大きなものがあります。ほぼ、4回で四季を通じて1回ずつというのが標準的です。我々の調査範囲よりかなり広い調査面積を有する事業でも、1回で四季で4回でした。生物がかなりある、生息しているのではないかとこの所でもそうやっているもので、事業者としては調査方法としては、妥当ではないかと考えています。ただ、今日アドバイスをいただきましたので、鳥類についても例えば早朝から夜まで何回も周るといような、調査の中で工夫をして、アドバイスを活かせるような形で、特に鳥類については、一定程度その場所に留まるですとか、先ほどあった羽とか餌場になっているようであれば、その周辺も調べる形で調査の中で工夫をしていきたいと考えています。

【藤井委員】 他のアセスメントの事例で例えば1日だとしても、やはり私たち鳥の調査をやっている人間としては、ちょっとそれはおかしいと思います。

前のアセスメントがおかしかったとと思っていただいても良いくらいで、4シーズン1日だけやって鳥を調べましたという、それがアセスの結果として通りましたというのは、それはおかしいのではないかと思います。その辺りは、前例を基にするのではなくて、ここで方向修正していただきたいなと思います。

もう1点、結果があるのでそれを補完する、というように言われましたが、ここが本当に十分な調査がされているのかと疑問に思っています。あそこの親水を守る会みたいなのが確かあったと思いますが、その人たちも公園整備をしているのであって、動物を調べているわけではないと思います。そこで十分な結果が出たかという、そうではないと思っています。特にここで、方法書で挙げられている調査結果の鳥リストというのは、あまりにも鳥類のリストが少なく、こんなものではないと思います。もっとたくさん鳥がいるわけです。それが、これだけしか出ていないというのは、明らかに調査結果としては乏しい結果を見て、それがもう出ているから、それを補完するというのは、方法として間違っているのではないかと思います。この場合は、ゼロからとは言わないですけれども、きちんとした調査をして欲しいなと思います。

【中村委員】 補足資料3ページの表2-1についてです。平成4年度の神奈川県の結果を資料として使っています。平成4年度というのはかなり古いので、もっと新しいデータがあるのではないのでしょうか。

【五嶋委員】 猛禽類に関してです。いわゆる食物連鎖の上にあるということで、特に注目されている鳥の種類かと思いますが、それがいないということで、こういう記載になっているのは、私も違和感があります。その猛禽類が住んでいないので評価できないということですよ。鳥類の種類や猛禽類の次にいるような、食物連鎖の上のところにいるような生物の評価は、例えば猛禽類の感触の程度を見ると、食物連鎖の頂点にいるわけだから、色々な環境に対する影響が合っているのか、総合的に評価できるのか、ということだと思います。猛禽類はいなかったから、という記載は乱暴というか、違和感を感じました。藤井委員と同じ趣旨ですが検討いただきたいと思います。

【奥会長】 補足資料3ページの「また、」以降の文章についてですが、「神奈川県で定期的に生息情報の収集管理を行っている」とあります。定期的というのはどのくらいの頻度で、どういうエリアを、どういう種についてなのかわかりませんが、その結果オオタカへの影響はないと記載してあります。オオタカがいらないとは言っていないです。影響がないというのは、どのような意味なのでしょう。前段の文章との繋がりがわかりにくいです。ここも合わせて補足していただければと思います。

【事業者】 先ほどの1点目の藤井委員の御指摘についてです。愛護会も含めて専門の方に確認して鳥類の看板を出していることを補足させていただきたいと思います。

2点目の中村委員からの御指摘についてです。平成4年が最新のデータになります。

最後、記載の仕方についてです。神奈川県へのヒアリングは、神奈川県が「神奈川県オオタカ保護指導指針」を出しており、こちらに基づいて自然環境保全課に確認しました。こちらの要綱では業者に対して、口頭で生息状況について説明をするとなっています。営巣状況はかなり秘

匿情報になっているため、このような書き方をせざるを得ません。営巢あるなし、という判断を神奈川県が業者に伝えるということはしていません。この事業はこういう内容ですと説明をし、お願いをして口頭で御説明を受けたので、このような記載であることを補足します。

【奥会長】

調査については、いずれにしても藤井委員の先ほどのアドバイスを踏まえて、1シーズン1回1日まとめてやって終わりということではなく、その種に応じて頻度ですとかを検討されるということですので、もう少し具体的に調査の実施方法などを検討される際に、藤井委員にも御相談していただいて、それでどうかということも確認していただきながら進めていただければ良いのかと思います。

【事業者】

ぜひ、藤井委員に御指導いただきまして、調査方法を今言った、口頭で最初に申し上げた種類、方法ですとか、考えていますのでそれが妥当かどうかというのは事業者は難しいです。また一方で、事業者としてやるべき範囲というのは限られています。経済性の話ですとか、合理性の話に限られてきますので、その辺を藤井委員に御相談してということでもよろしいでしょうか。

【藤井委員】

調査方法から調査頻度等を後ほどまた、御相談いただけるということなので対応したいと思います。

先ほどの発言があった中で、専門家の方に見ていただいて看板を設置したという話がありましたけれども、うろ覚えなのですが、あそこの看板にあった絵の鳥でここに載っていないのがいます。明らかにこのリストと看板がリンクしていないと思います。もう1点、私たちが視察で行った短時間でカワセミとカルガモが出てきましたがそれもここには書いていません。なのでこのリストが、先ほど平成4年という指摘もありましたが、妥当ではないと思います。そもそも神奈川県鳥獣生息分布調査報告書ということで、あの緑地を調べたものではないのではないのでしょうか。私たちが調査をやっている時に既存文献収集をやっていると、対象の緑地のピンポイントの調査結果というのは普通出てこないです。こういう県がやっている調査報告書を持ってくるのですけれども、あくまでもあのエリアの中でのいるだろうという文章です。そうすると参考にすべきであっても、これがあるから補完するだけでは良いとは思えないと思います。もう少し考えを改めていただければと思います。

【事業者】

1点目の看板との比較を行っておりまして、全てないものはないと確認をしています。マガモだけいない、看板でマガモはあります。カモ類が消失しているというのはあります。

2点目の神奈川県の神奈川県鳥獣生息分布調査報告書は、神奈川県全域を5kmメッシュで切って調査をしている報告書になっています。一方で、この5km圏内にはメッシュで入っていると神奈川県の報告書には書いてあることを補足させていただきます。

【奥会長】

既存文献に頼らずと言いますか、それはそれとして、この現地の状況を正確に把握するようにしていただきたいということですね。

【菊本副会長】

補足資料3番の横田委員の質問された所で追加でお伺いしたいことがあります。方法書の2-11ページの図2-3です。平面図と縦断図があります。この緑道の所、その下は箱型トンネルとなっているので、開削です。この縦断図で言うと完全に緑道の黄土色の等高線の所です。そこに被っているのですけれども、南北方向で若干距離があるかと思っています。

ここの詳細図が見当たらないのでどのくらいの距離感があるのか、それがもしわかるのであれば教えていただきたいです。

【事業者】

方法書2-11の図2-3(2)というのが、上に平面図、下に縦断図となっています。鶴ヶ峰駅付近の所で黄土色で書いてあるのが緑道付近の等高線を表しています。今、開削でやる所と黒いラインと黄土色で一番低い所が川が流れている部分になります。こちらを開削でやって元に戻そうということなのですが、基本的には今、改変する範囲をなるべく抑えようということで、緑道の遊歩道の位置を基本にしてそこをいじる形で、特別緑地保全地区は全くいじらない形で、人工物がある所をなるべく開削していこうという計画にしています。

【菊本副会長】

この計画があらゆる生態系とかにクリティカルな話だと思うので、もう少し詳細図を示していただいて、どこまでは開削しますという話は御説明いただいた方が良いかと思います。それでもし開削をしない区間が出てくるのであれば、そこから少しシールドに切り替わるのか、それとも都市NATMが入ってくるのか、その辺りも箱型トンネルとしているけれど実際には開削でない所もあり得るのかと思います。後のページのところで箱型トンネルは開削となっていますが、都市NATMはないとなっています。そこはもう少し細かくおっしゃっていただきたいなと思います。

もう1つは距離感に関する話で、恐らく説明していただいた後、私は質問するだろうと思いますが、矢板を打って掘り下げていきますと、地下水面が出てくると水に埋もれますから水を抜く必要があります。そうすると、周囲の地下水位を下げる可能性がありますし、周囲の地下水を下げないと掘削している施工の現場が浸透破壊を起こす危険性がありますので下げざるを得ないと思います。それで地下水位を下げると、周囲の生態系にまた影響が及ぶ可能性があります。その辺りのことについて、計画の詳しいところを御説明していただいてから確認したいなと思います。

【事業者】

1点目の詳細な図面について、今、都市計画手続きを平行してやっています、その際に設計が固まります。いわゆる2本線と言われるこの位置にトンネルがきますとお示しできる状況です。現段階で、お示しする精度が上がっていません。

2点目の都市NATMをやるかについて、これは都市NATMは考えておりません。開削工法で駅を掘った後、両側はシールドトンネルということで、まだ施工計画は立ててないですが、シールドを再発進するような形になるかと思っています。今後の詳細な施工計画を立てた上で実施したいと思っています。

3点目の矢板の話は、ヒービング、ボイリングの話だと思います。おっしゃるとおり、地下水位を下げないと矢板が変位しますので、その辺についても施工計画を立てていきます。地下水の状況については、調査項目としてあらゆる層で地下水がどういった水位にあるか調査した上で、おっしゃるとおり、水位を下げるディープウエルなどをやった時にどのような影響が起こるのかは今後、次の段階で評価していきたいと思っています。

【菊本副会長】

詳細は掘削位置がよくおわかりにならないのは計画段階なので致し方ないと思いますが、藤井委員の御指摘された内容とか種の生態系に関わる場所なので、決まらないまでも緑道はこのままで、駅が計画

されたらこの位置、考え得る路線の場所はこの辺りの範囲になりそう
だ、というところは一度示していただいた方が良いかと思えます。それ
は可能ですか。

【事業者】 おおまかな位置ですと、事業者説明をしておりますので、そちらの方
をお出しすることができます。次回、資料をお出しするような形でもよ
ろしいでしょうか。

【菊本副会長】 はい。まだ調査の話とか少しありますから、次回よろしくお願いま
す。

【奥会長】 次回よろしくお願います。

【田中伸治委員】 地域社会、交通について、供用後の話です。基本的にはこの事業は踏
切を除却するという事で交通混雑の環境は良い方向に働くのではない
かと思えます。交通混雑が減ると、周辺の道路から流入する交通が増え
ると思えます。近くに大きな保土ヶ谷バイパスもありますので。そうし
ますと、そういった新たな車が入ってきて交通量が増大するというこ
とによって、交通量がどのくらい増えるのか、地域の安全性に影響があ
るか、ということはなかなか難しいですけれども、増える量というのは、
予測する手法というのがあると思うのですが、そういった辺りは今回評
価の対象にはならないのか考えをお聞きしたいです。

【事業者】 おっしゃるように、踏切を除却しまして、交通混雑の緩和・円滑化、
それから安全性を目的とするということで事業を進めたいと考えていま
す。一方で、今課題となっているのが、踏切待ちの車が生活道路にかな
り入って行って、抜け道として使われて、細い踏切を渡るということで
かなり地域の方からは安全性に疑問を持たれていることもありまして、
踏切を除却した上で交通を円滑にさせていきたいと思っています。その
考えとしましては、大きな太い道路は踏切を渡っていますので、そこに
車を集約させたいということで事業をやっています。

一方で、予測する手法としては、都市計画道路を造る際に、ネットワ
ークを作ってQV法などでできることはわかっています。今回踏切除却事
業ですので、対象としてはあまり考えてない、選定してないというのが
お答えになります。

【田中伸治委員】 選定していない理由は。

【事業者】 選定していない理由としては、都市計画事業としては鉄道だけが都市
施設、都市計画決定します。他に今、交差する道路が都市計画道路とし
てあり、都市計画道路を造る際に評価項目としてなる、別事業という考
えでいるというのがお答えになります。

【田中伸治委員】 別の事業の方で扱うべき項目だということですね。

【事業者】 はい。

【奥会長】 もし別事業の方で評価された情報をこちらにも、いずれかのタイミン
グで、持って来ていただけるようであれば、持って来ていただくことは
可能ですか。

【事業者】 順番的に、都市計画道路につきましては、地下化された後に事業化す
る手法になっています。そうしないと事業期間がかなり長くなったり、
いつできるかわからない形になります。タイムラグが出てしまう、かな
り後になった時に事業化されるというお答えかと思えます。

【奥会長】 本件を審査している段階では恐らく間に合わないということですね。

【事業者】	はい。
【奥会長】	事業の切り分けがあるので、この事業とは別の都市計画の方でやっていくという整理でよろしいですか。
【田中伸治委員】	はい。
【奥会長】	準備書段階でしっかりと記載していただくということもありましたが、まだ方法書段階で、追加で菊本委員から御指摘のありました、特に緑道部分の一部改変されるとの記述は方法書の中にあるものの、どこをどのようにどの程度という所が全くわからないので、そこをもう少し具体的にお示ししていただく資料を追加でお願いしたいと思います。
ウ 審議	特になし
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度第2回（令和元年11月12日）審査会の会議録【案】 ・（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業に係る環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料 ・（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業に係る環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料